

不都合行為者制度等エンフォースメントの 整備について

— 不都合行為者制度等に関するワーキング・グループ報告書—

平成25年6月18日

日本証券業協会

「不都合行為者制度等に関するワーキング・グループ」委員名簿

日本証券業協会

主査	萩尾保繁	(弁護士)	
委員	伊藤文治	(立花証券取締役人事部長)	
〃	大塚政則	(大和証券コンプライアンス統括部長)	
〃	筒井真一	(三井住友銀行投資銀行統括部担当次長)	
〃	豊田峻	(内藤証券取締役専務執行役員 コンプライアンス本部長管理本部長)	
〃	野上幸雄	(信金中央金庫市場営業部上席調査役)	
〃	羽田勝彦	(野村証券審理部長)	
〃	藤井真理子	(東京大学先端科学技術研究センター教授)	
〃	本間通義	(弁護士)	
〃	弥永真生	(筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授)	
〃	山田康太郎	(UBS証券コンプライアンス本部副本部長)	
オブザーバー	古角壽雄	(金融庁監督局証券課 課長補佐)	
〃	増田昌樹	(金融庁総務企画局市場課 市場機能強化室長)	

以上 13名

(敬称略・五十音順)

はじめに

平成 24 年に発覚した金融機関によるインサイダー取引問題において、インサイダー情報を漏えいした役職員の所属する協会員について、その管理態勢に重大な問題があったとされた事案をはじめとして、一部の協会員の役職員が金融商品市場の信頼を揺るがす行為に関与したとされる事案が散見されたことから、金融商品取引業の信用の回復と向上を図るための一方策として、不都合行為者制度を拡充すべきとの提案がなされた。

また、平成 24 年 12 月 25 日に金融審議会金融分科会インサイダー取引規制に関するワーキング・グループが取りまとめた報告書「近年の違反事案及び金融・企業実務を踏まえたインサイダー取引規制をめぐる制度整備について」（以下「インサイダーWG 報告書」という。）において、「インサイダー取引等の未然防止等に向けた取組み」のうち、「金融業界における取組み」として、「自主規制機関においても、金融業界全体の法令遵守態勢や情報管理の質的向上に向け、自主規制ルールの見直しや自主規制ルールに基づくエンフォースメントの強化、営業姿勢等に係る実務慣行の見直し等に取り組んでいくことが求められる」ことが提言された。

このような状況の下、本協会では、平成 21 年 2 月 17 日に公表した「協会員の役職員に対する処分について―協会員の役職員に対する処分のあり方に関するワーキング報告書―」における提言を受け公表した平成 22 年 9 月 14 日の「協会員の役職員に対する処分の考え方」（以下「処分の考え方」という。）において整理されている「不都合行為者の取扱い」の検討対象範囲の見直しの要否を含め、役職員に関する処分等のあり方全般について検討を行うため、自主規制会議の下部機関として、平成 24 年 12 月に「不都合行為者制度等に関するワーキング・グループ」（以下「本ワーキング・グループ」という。）を設置し、4 回にわたり検討を行ってきた。

本報告書は、本ワーキング・グループにおける検討結果を取りまとめたものである。

1. 「不都合行為者の取扱い」の検討対象範囲の見直し等

(1) 公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応として、「一級不都合行為者の取扱い」の検討対象範囲を見直すことについて

今般の金融商品取引法の改正に伴い、今後公布されるであろう府令等の内容を踏まえる必要があるものの、インサイダーWG報告書によれば、不正な情報伝達・取引推奨を行った者（補助的な役割を担った者を除く。）、未公表の重要事実を要求するなどによりインサイダー取引を行った事案において中心的役割を担った者等及びインサイダー取引など不公正取引を反復して行った者については、氏名公表されることとされている。

本ワーキング・グループでは、インサイダーWG報告書において違反行為の抑止策（エンフォースメント）として提言された注意喚起のための氏名公表が行われることとなった場合に関し、氏名公表の対象となった者が協会員の役職員である場合に、本協会の「一級不都合行為者の取扱い」の検討対象範囲に含めることが適当であるかどうかを検討した。

この検討においては、規則運用の予見可能性を高め、法令等違反行為の抑止等に資するとの観点から、協会員の役職員が金融商品取引法第192条の2により氏名公表された場合であって、かつ、その行為が金融商品取引業の信用を著しく失墜させたと認められる場合を「一級不都合行為者の取扱い」の検討対象として「処分の考え方」に明示することが適当であるとの意見で一致した（別添1参照）。

なお、本見直しにより「一級不都合行為者の取扱い」の検討対象範囲に含まれることとなる事案の審査に際しては、従来の「不都合行為者の取扱い」の決定手続と同様に、弁明の手続等を行うことが適当である。

(2) 登録が取り消された協会員に係る「不都合行為者の取扱い」の検討対象範囲の見直しについて

① 協会員代表者等について

現在、「不都合行為者の取扱い」の決定は、原則として、協会員の役職員（個人）が重大な法令等違反行為を行った場合、及び協会員（法人）の違反行為に関し、協会員の役職員（個人）が実行若しくは指示又は隠蔽を行った場合等直接の関与が明らかであることが前提となっている。

本ワーキング・グループにおいては、協会員（法人）に対して重大な法令違反により第一種金融商品取引業者又は登録金融機関の登録取消処分（以下「登録取消処分（法人）」という。ただし、単純に自己資本規制比率が法定の水準を下回る等財務的な問題が根本原因であると認められる場合は除く。）が行われ、かつ、金融商品市場の信頼が著しく毀損された場合において、その処分原因となった違反行為が開始された以降登録取消処分（法人）がされるまでの協会員代表者等の最終判断責任を有する者について、「不都合行為者の取扱い」の検討対象範囲に含めるかどうかについて検討を行った。

この検討については、「不都合行為者の取扱い」の検討対象範囲を協会員代表者等に拡大することにより、法令違反行為の抑止に資することが期待できるとの意見がある一方で、その適用要件については十分な検討を要するとの意見もあり、将来的な検討課題とすることとなった。

② 重大な法令等違反行為を行った役職員（在籍者）について

「不都合行為者の取扱い」は、「当該従業員等が退職し又は当該協会員より解雇に相当する社内処分を受けた者」であることをその要件としており、重大な法令等違反行為を行った役職員について、登録取消処分（法人）とされた協会員が本協会から除名処分を受ける場合においても、当該協会員を退職等していない役職員はこの検討対象範囲に含まれないこととなることが想定される。

そこで、本協会が協会員（法人）の除名を行おうとする場合であって、「不都合行為者の取扱い」とすることが相当である役職員については、仮に、当該協会員に在籍しているとしても、法人とともに業界から退出する者であると捉えて、審査した結果、その行為が金融商品取引業の信用を著しく失墜させたと認められる場合には、「不都合行為者の取扱い」とすることにより「不都合行為者の取扱い」制度の実効性を確保することが適当である。

(3) 「不都合行為者の取扱い」等自主規制上の措置の決定において、事故顛末報告書によらない審査を行う例外を設けることについて

現行、協会員の役職員に関して「不都合行為者の取扱い」及び「外務員資格処分」といった本協会における自主規制上の措置の決定を行うには、協会員から提出された事故顛末報告書を審査することが要件となっており、協会員の役職員に法令等違反行為があったことが明らかである場合であっても、当該役職員について協会員から事故顛末報告書が提出されなければ、自主規制上の措置が行われない。

そこで、法令等違反行為の一層の抑止及び重大な法令等違反行為を行った者の業界からの排除の効果を高めることを期待し、協会員から提出された事

故顛末報告書の審査を行うという原則の手続は堅持しつつも、一定の条件のもとでは、事故顛末報告書以外の資料により自主規制上の措置の決定を行うことができるとする例外的な手続を設けることが適当である。

具体的には、本協会が収集した証券取引等監視委員会の公表資料や刑事裁判の確定判決に係る裁判資料等（以下「認定資料」という。）により、協会員の役職員に法令等違反行為のあることが明らかとなっているにもかかわらず、その協会員が当該役職員に関する事故顛末報告書の提出の請求に応じない場合には、本協会において認定資料を審査することにより、自主規制上の措置の決定を行うことができるということが適当である。（別添2参照）

なお、この例外的な手続により審査を行うに当たっては、認定資料に基づいて、法令等違反行為の内容及び法令等違反行為を行った役職員が特定できる場合に限るとすることが適当である。

2. 役職員に関する処分等のあり方について

(1) 法令等違反行為を行った役職員に外務員の職務を行わせることを禁止する措置等の新設について

現行、協会員の役職員の法令等違反行為に関する処分には、金融商品取引法に基づく「外務員登録処分」（行政処分）と協会規則に基づく「外務員資格処分」（自主規制）がある。しかし、そのいずれの処分においても、違反行為時に外務員登録がない者に関しては、処分対象外となっている。

このようななか、協会員は、その役職員に関して「協会員の従業員に関する規則」をはじめとする本協会規則を含む法令等を遵守させるといった義務を負っており、外務員登録のない役職員についても法令等遵守を徹底させる必要がある。

このため、法令等違反行為を行った者が外務員登録のない役職員である場合についても、協会員に役職員への法令等遵守を徹底させるため、「外務員登録処分」(行政処分)に準じた取扱いとして、協会員は、その役職員に一定期間、外務員の職務を行わせてはならないとする措置(以下「外務行為禁止の取扱い」という。)を設けることが適当である。また、その期間は、「外務員登録処分」(行政処分)と平仄を取り、「外務員の職務停止」(行政処分)の期間である2年以内の期間とすることを原則とし、「外務員登録取消し」(行政処分)に相当する場合は、登録取消処分を受けた場合の登録拒否とされる期間である5年間と平仄を取り、5年間とすることが適当である。

なお、現行の「外務員資格処分」(自主規制)は、新たな措置に統合させることとし、金融商品取引法に基づく「外務員登録処分」(行政処分)が行われる場合は、「外務行為禁止の取扱い」の対象としないように整理することが適当である。(別添3参照)

さらに、現行の営業責任者及び内部管理責任者の資格処分(自主規制)については、法令等違反行為又は内部管理責任者等の責務違反を行った者について、協会員は、一定期間、内部管理統括責任者及び内部管理統括補助責任者に定めてはならず、また、営業責任者及び内部管理責任者に任命し、配置してはならないとする措置(「内部管理責任者等の配置等禁止の取扱い」)に改めることとし、その期間については、「外務行為禁止の取扱い」と平仄を取り、現行の資格停止処分に相当する場合は2年以内の期間とすることを原則とし、現行の資格取消処分に相当する場合は5年間とすることが適当である。

(2) 処分等の対象となった法令等違反行為を行った役職員の再教育について

処分等の対象となった法令等違反行為を行った役職員に対する社内教育については、その所属協会員において十分実施されているとのことであり、当該役職員が引き続き同一協会員に所属している場合には、当該役職員の法令等違反行為により再度の処分等を行う事例は極めて稀である。しかしながら、当該役職員が、法令等違反行為の発覚前に或いは発覚後すぐに法令等違反行為を行ったときの所属協会員を解雇され或いは退職した場合には、何ら教育を受けないまま、他の協会員に転職し、再び外務員の職務を行う場合が考えられ、法令等違反行為を繰り返すような事態が懸念される。

このような事態に対処すべく、協会員は、法令等違反行為を行った役職員が再び法令等違反行為を行うことのないよう、採用の際に「協会員の従業員に関する規則」第3条の規定による経歴等の審査を行う過程で、審査対象者が処分等の前に他の協会員を解雇され或いは退職した者であることを把握した場合は、法令等違反行為の抑止及び投資者保護の観点による教育を行ったうえでなければ、外務員の職務を行わせないとすることなどにより、法令等違反行為の未然防止に努めることが適当である。

【参考】「協会員の従業員に関する規則」第3条

(従業員の採用)

第3条 協会員は、人を従業員とする（以下「採用」という。）に際しては、採用しようとする者が第1条の目的に照らし、善良かつ、有能な従業員となることができる者であるかどうかをその者の経歴等により審査しなければならない。

おわりに

本ワーキング・グループでは、業界から排除すべき法令等違反行為の抑止等を図る観点から、不都合行為者制度の見直しをはじめとして、本来処分等の対象とすべき事案が処分等の対象から漏れることのないような制度とすることを念頭に、協会員の役職員に関する処分等全般について、処分等の適用の観点のみならず、処分等の対象となった法令等違反行為を行った役職員の再教育についても検討を行った。

本報告書において提言した事項が着実に実行されることにより、自主規制機能が十分に発揮されることが期待される。

平成 21 年 2 月 17 日に公表した「協会員の役職員に対する処分について一協会員の役職員に対する処分のあり方に関するワーキング報告書一」においては、「極めて重大な、取り返しのつかないような法令等違反行為が行われると金融商品取引業に携わるすべての者が築いてきた金融商品取引業の信用が一瞬にして損なわれることになり、その信用は容易には回復し得ない。そのような事態が繰り返されないためには、協会員各社における内部統制上又は内部管理上の未然防止に向けた日常的な取組みとして、役職員の自己規律意識を向上させる社内風土の構築や人事教育の徹底こそが重要」であると記述されている。本ワーキング・グループとしても、この点について、改めて強調することとしたい。

最後に、金融商品取引業に携わるすべての者が誇りを持って業務を行い、その結果として、金融商品取引業への信頼が高まることを強く願うものである。

以 上

「協会員の役職員に対する処分の考え方」より抜すい（網掛け部分は改訂箇所）

II. 審査の指針

4. 法令等違反行為者に対する不都合行為者の取扱い

協会員の従業員が退職し又は協会員より解雇に相当する社内処分を受けた者で、かつ、その者が行った法令等違反行為が金融商品取引業の信用を著しく失墜させるものである場合は、不都合行為者の取扱いとする。このうち、金融商品取引業の信用への影響が特に著しい行為を行ったと認められる者を一級不都合行為者とし、その他の者を二級不都合行為者とする。

A. 一級不都合行為者の取扱い

次のいずれかに該当する場合は、一級不都合行為者の取扱いを検討する。

※平成 22 年 7 月 1 日以降の行為（ただし、(2) は平成 25 年 6 月 18 日（本報告書公表日）以降の行為）に限る。

(1) 金融商品取引法上重い罰則のある法令違反行為（例えば、相場操縦やインサイダー取引等）を行った場合又は金融商品取引業に関連して重大な違反行為（例えば、贈賄、利益供与等）を行った場合であって、かつ、その行為が金融商品取引業の信用を著しく失墜させたと認められる場合

(2) 金融商品取引法第 192 条の 2 により氏名公表された場合であって、かつ、その行為が金融商品取引業の信用を著しく失墜させたと認められる場合

(3) 金融商品取引業に関連して、顧客資産の横領、顧客への詐欺的行為等を行った場合又は専ら自ら（親族、友人、知人その他の関係者を含む。）の利益を追求する目的で法令等違反行為を行った場合であって、かつ、その行為が金融商品取引業の信用を著しく失墜させたと認められる場合

(4) 金融商品取引業に関連して、反社会的勢力と共謀して法令等違反行為を行った場合であって、かつ、その行為が金融商品取引業の信用を著しく失墜させたと認められる場合

(5) 過去に不都合行為者の取扱いを受けた者について、再び不都合行為者の取扱いを検討する必要が生じた場合

B. 二級不都合行為者の取扱い

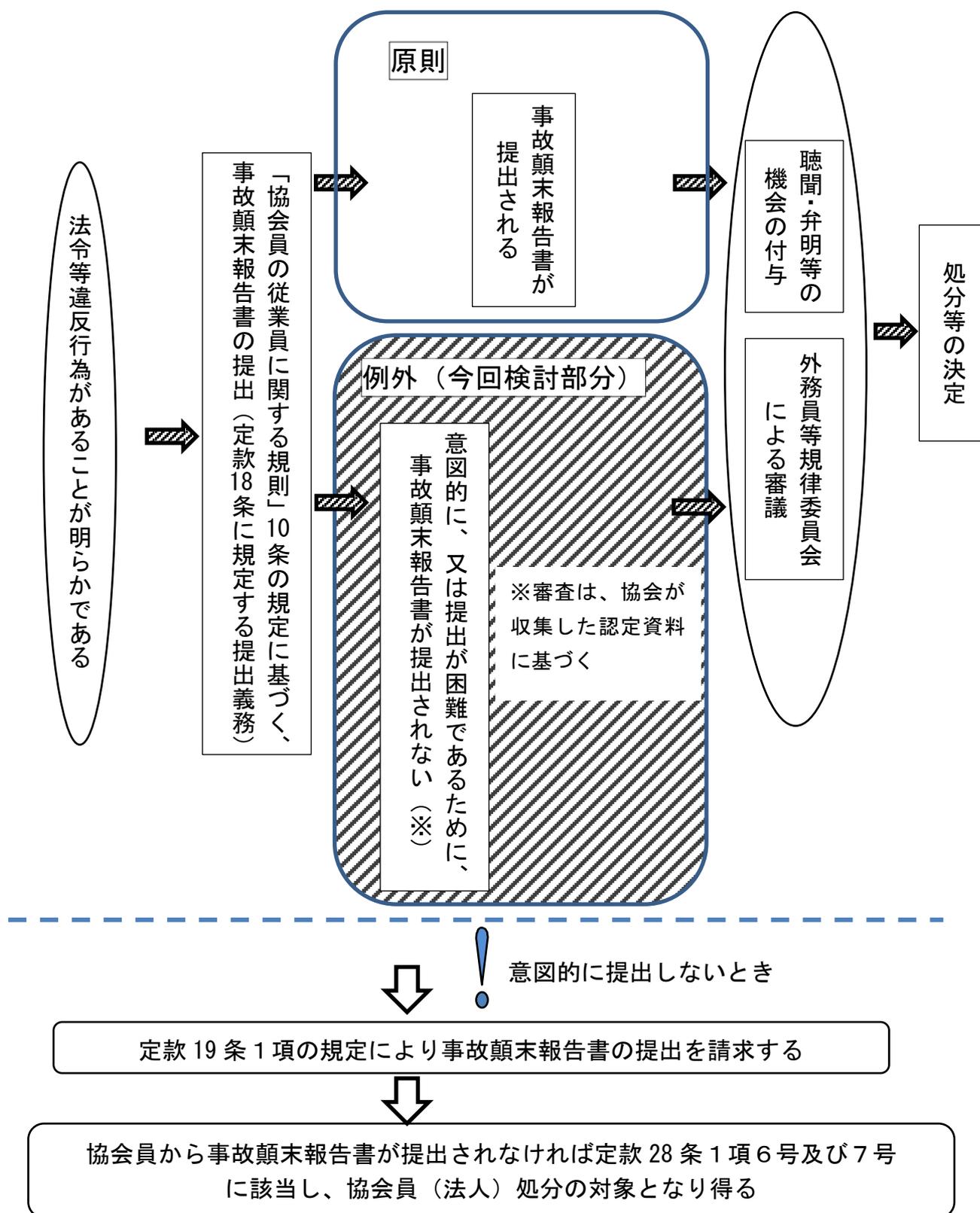
次のいずれかに該当する場合は、二級不都合行為者の取扱いを検討する。

(1) 登録取消処分の対象となる行為を行った場合

(2) 協会員の役員及び執行役員が法令等違反行為について主導的な役割を担っていたと認められる場合

(以下、省略)

「不都合行為者の取扱い」等自主規制上の措置の決定フロー
(事故顛末報告書が提出されない場合の「例外的な手続」を含む)



「外務行為禁止の取扱い」の適用対象

＜現行制度＞（原則）

処分等の種類	外務員資格有り				外務員資格なし
	行為時登録有り		行為時登録なし		
	処分時登録有り	処分時登録なし	処分時登録有り	処分時登録なし	
登録処分 ＜金商法＞	対象	—	—	—	—
資格処分 ＜自主規制＞	対象	対象	—	—	—
不都合行為者の取扱い ＜自主規制＞	対象	対象	対象	対象	対象

(注) 現行制度においては、登録処分又は**資格処分**の対象となった場合、その期間中は内部管理責任者等として配置できないこととされている。



変更箇所は**枠囲み部分**

＜新たな措置＞（原則）

処分等の種類	外務員資格有り				外務員資格なし
	行為時登録有り		行為時登録なし		
	処分時登録有り	処分時登録なし	処分時登録有り	処分時登録なし	
登録処分 ＜金商法＞	対象	—	—	—	—
外務行為禁止の取扱い ＜自主規制＞	—	対象	対象	対象	対象
不都合行為者の取扱い ＜自主規制＞	対象	対象	対象	対象	対象

(注) 新たな措置においても、現行制度に倣い、登録処分又は**外務行為禁止の取扱い**の対象となった場合、その期間中は内部管理責任者等として配置できないこととする。

※ 「内部管理責任者等の資格処分」については、「内部管理責任者等の配置等禁止の取扱い」に改める。